

この草稿は表題のシンポジウム（できるだけパネル・ディスカッションの形式をとりたい）の問題提起のためのものである。ここでは形式上、家政学と住居学の問題としているが、内実は家政学と食物学の問題であり、また被服学、児童学、あるいは家庭または生活経営学の問題でもある。ここにお断りしたいのは、私がおわが国で「生活科学」の学部と博士課程の研究科の成立をプロモートしたことより、それについての我田引水的議論をするのではないかと誤解されることであるが、そのような意図は全くないことである。すなわち生活科学はそれなりに本会の会員諸氏よりきびしい客観的批判をうける機がやがてくるであろうと期待しているからである。

I. この10年——家政学をめぐる情勢変化：高度経済成長の末期（大学大紛争期）より石油ショック、経済再編と低成長のなかで、公害問題や失業問題が顕在化し、一般生活者の生活擁護・生活福祉の増進は広く社会的要請として認識されるようになってきている。このような情勢のなかで、家政学教育基準が昭和26年末、初めて改訂されたこと、また家政学自体の研究やその他二、三の注目すべき問題があるが、社会的に望ましい機能を果してきたと自負することは困難であろう。一方、現象的には家政学の分科よりの退避、分科によっては家政学会への研究発表の出ししぶり、あるいは、女子大・女子短大の家政系の経営困難等の現象が一部に見られるに至っている。上述のように、社会的に家政学的な思考や行動が社会的に必要とされる情勢において、なお家政学が活性化しない問題を反省しなければならない。

II. 住居学と家政学：住居学は米国のH.E.の学部においても確乎とした市民権をもっていたわけではない。前述の家政学教育基準に応じて少数の学部に住居学科は設置されたが（4学）、現在では住居学出身者以外をも加えて多くの家政系学部、教育系学部専任の研究者が活躍している。認識の如何に拘らず、住居学は故今和次郎、その他二、三の先覚者の衣鉢を受け継いできた。それは家族とその構成員、あるいは近隣の人達との生活の場という意味において住宅と住生活、すなわち家庭生活現象との互いの関係を研究の対象としてきたのである。したがって住居学はその基盤に家政学にアプローチすべき要素をもち、家政学の一分科として全体との統合を求めてきたのである。しかるに近時、家政学そのもの研究は、その本質とするものからすれば、家政学と分科である食物学・被服学との関係を甚だ希薄なものとし、求心志向をもつ住居学や児童学の研究者さえついて行けない論理に成長してきたように見受けられる。

III. 家政学に対する問題提起：1) 家政学の対象は「家政」であるとする表現は、家政に定義づけをしても、現在の家政学分科の全フィールドをカバーしがたい。すなわち、家政学を家庭科教育学、あるいは女子対象学の枠に封じる恐れがある。

2) 家政学の学的体系を、理論科学—実践科学—理解科学という系でとらえるというのは一般の科学者には理解し難い。すなわち「実践科学」という概念もあいまいであり、「理解科学」という概念は通用しないであろう。また一般には科学概念と対立する宗教を家政学に含ませるとは如何なる意味であろうか。

3) 家政学原論は現状では、家庭管理学、あるいは家庭（生活）経営学の原論になりえても、家政学全体の原論にはなりえない、すなわち司令部的役割はもちえないのではないか。

4) 家政学論の概念論としてではなく、HEIB. HEIJの問題と如何に取組むべきか。

参考文献：1) 今井・堀田編、テキストブック家政学、S.54-6. 有斐閣

2) ヒープ研究会編、「企業・行政・消費者の環」S.52. 光生館

パネラー A-1) 金城大 今井 (2) 家政大 大森 (3) 共立女大 松島(予定)

B-1) 京府大 吉野 (2) 奈良女大 湯川 (3) 日本女大 志賀(予定)